

○但馬広域行政事務組合監査委員条例

平成7年11月1日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に定めるものを除くほか、監査委員の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 監査委員の事務を補助するため、監査委員事務局を置く。

(公表の方法)

第3条 監査の結果に関する公表は、但馬広域行政事務組合公告式条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第1号）第4条の規定の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。